

○田村智子君 残念ながら、大臣の決意というぐらいしかないわけですよ。これ、何のための法案だろうと、本当に求められる改正というのはそういうことじゃないでしょうということを私、言いたいと思うんです。

先ほど、口頭でも認めるようにするから現行と同じだということを言われていますので、これは提案者にお聞きをしたいというふうに思います。

まず、修正の前提として、やはり修正を行わない状態の法案では、保護開始の申請書提出を義務付けるというふうになれば保護開始のハードルが高くなるというふうに認識をされての修正だと思いますが、そこはいかがですか。

○衆議院議員（山井和則君） 本改正によって保護開始のハードルが高くなったとは認識をしておりません。

生活保護の申請は書面を提出して行うことが基本とされている一方で、事情がある方については現在の運用でも口頭による申請が認められており、政府においては今後もこうした運用を変えるものではない旨の厚生労働大臣からの見解も示されております。したがって、政府案は保護開始のハードルを高めるものではありません。

今回の法改正が運用を一切変えるものではないことを明確にするため、衆議院の意思として今回の修正を行いました。

○田村智子君 そういう御説明なんですけど、特別な事情のときには口頭で認めるということなんです。ね。

そうすると、その特別な事情が何に当たるのかということが非常に重要になってくると思います。

衆議院の質疑の中で、先ほどのように、申請の意思が明確に示されたと、舞鶴のような例ですね、だけれども、例えば申請書が交付をされないという場合もあります。インターネットで取れる自治体は余りないんですよ、実は驚いたんですけど。やはり、申請書を渡したくないから、インターネットで打ち出されて書き込まれて持ってこられたら困ると言わんばかりに、そもそも打ち出せないんですよ。だから、窓口行って受け取らなかったら書き込めないという状態なんです。ね。

では、こういう、申請書を渡してくれない、渡してくれないから提出ができない、私は申請したいのにと、こういう場合は特別な事情に含まれるのかどうか。これは衆議院の中では、そういうことがあってはならないという答弁なんです。あつてはならないのは分かっているんですけど、現にあるので、そういうときは特別な事情に含まれるのかどうか、提案者にお聞きいたします。

○衆議院議員（山井和則君） 御指摘につきましては、申請の意思が明確にされたにもかかわらず申請書が交付されないことはあってはならないわけでありまして、そのこと自体が正されるべきであります。

なお、申請の意思が明確にされたにもかかわらず申請書が交付されないことは申請権の侵害に当たるものであり、その問題は特別な事情に含まれるか否か以前の問題であつて、論外だと考えます。

○田村智子君 論外はそのとおりなんですけれども、ここが重要なんです。だって、三十日の起点になるかどうかという非常に重要なところなんです。恐らくそれ以上答弁できないんですよ。

どうなんです。これ。特別な事情と書いたら、渡されない、交付してもらえない、だけど自分は意思があると言ったと。どうですか、大臣、これは三十日の起点になるとみならず、口頭の申請、いいですか。

○国務大臣（田村憲久君） 先ほど来、そんなことはあつてはいけない話なんです。口頭で申請の意思を伝えるわけですよ。ですから、本来、そのときから起点になるわけでありまして、ただ問題なのは、そのときに、要するにそこで本当に意思を伝えたのかどうかということが何をもち証明できるのかという問題が起こってくるわけでありまして、ですから、本来はそのようなことがあつてはいけないのであつて、そこに申請書類があつて口頭で伝えた上で、その申請書類にしっかり書いていただいて出していただく、若しくは、特別な事情のある方に関しては、その場で口頭でお伝えをいただくことを現場の職場の方々がしっかりと書いていただいて、署名をいただいて提出した形にさせていただく、若しくは、何らかの事情でその場で提出書類が作れない場合には、記録簿か何かに書いていただいて、その後、その書類を作成して手続に、手続に入るといいますか、書類を完成をして記録をちゃんと残すようにすると。

いずれにいたしましても、何らかの記録が残っていないことには、どの時点が申請なのかというようなことに

対してこれは水掛け論になってしまうわけでございまして、本来、申請書というものは必ずそこで意思を示したときにはそれをちゃんと手に取れるようにしておかなければならないということでございますので、先ほど来、山井提出者が言われておられるとおりであろうというふうに思っております。

○田村智子君 実態は、だから相談にとどめられちゃうわけですよ、言っても。申請だとどんなに言っても相談書類にしかならないという事例がいっぱいあるから水際作戦と言われちゃうわけですよ。相談じゃなくて申請だと言っているのに。

それじゃ、今、あつてはならないとおっしゃったんですから、局長、申請する意思があるんだと言ったのに申請書類を交付しない、これはあつてはならないことなので、そのようなことがあった場合にはもう申請の意思を認めるというふうにこれ通知してくださいよ。だって、交付しないことあっちゃいけないんでしょう。あっちゃいけないようなことが行われたら、もうその時点で申請とみなしますよというところまで言わなきゃ駄目ですよ。そうしたら渡すでしょうに。どうですか。

○政府参考人(村木厚子君) ちょっと、本来あつてはならないことなので、それを前提にして手続を組み立てるといのは非常にちょっと難しいような気がしますが、先生のおっしゃる窓口での様々なトラブルといのは非常によく分かりますので、もう一度、再度自治体向けに、申請の意思が明確だということが御本人から聞き取れたときには申請書類を渡さないということがあつてはいけないということを再度徹底をしたいと思えます。

○田村智子君 この申請提出に関する修正は、特別な事情があるときはというふうに限定的になっています、口頭による申請ですね。これは、じゃ、その特別な事情といのを立証する責任は誰にあるのかと。衆議院の提案者の答弁の趣旨を見れば、立証責任といのは、やっぱり特別な事情が、これは、受け取れないというふうに、口頭申請は認められないよと実施機関の側が言って、それはあなたには特別な事情と言えものはないでしょうといふふうに実施機関、行政の側が実証するといふことが必要だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○衆議院議員(山井和則君) お答えいたします。

申請書の記載事項は保護の要否判定に必要なものであるため、可能な範囲で記入し、提出していただくことが望ましいと考えます。しかし、この申請については、申請者が申請意思を明確に示していれば、保護の実施機関は、申請書の内容が十分でなかったり口頭で申請が行われたりしても申請を受理しなければならないものであります。

つきましては、今回の法改正は、その今までの運用を一切変えるものではありませんので、立証責任についてもそもそも変更はされておられません。

○田村智子君 ちょっと具体にお聞きしますね。

例えば、隠匿、わざと書類を隠すとか、そういう意図はなくて、純粋にその収入を示すようなものがないと。紛失をしたとか、あるいは必要書類をそもそも本人が所持していないという場合があるわけですよ。そういうときに、書類が添付できない特別な事情に当たるんだというふうにも答弁もされています。この紛失したとか所持していないといふことを、申請者は言うことはできても立証することはできないわけですよ。証明するといふ手段はないわけですよ。

だから、大切なのは、じゃ、それはあなた書類を紛失したわけじゃないでしょうと、書類あるじゃないかといふことを行政機関の側が実証できなければ、立証ができなければ、これは特別な事情と認めるべきではないかといふふうに思いますが、いかがですか。

○衆議院議員(山井和則君) そもそもこの立証責任といものはどちらか一方にあるといものではないと考えておりますので、今までの答弁と同様でございますけれど、申請者が申請意思を明確に示していれば、保護の実施機関は、申請書の内容が十分でなかったり口頭で申請が行われたりしても申請を受理せねばならないといふふうに考えます。